

平成17年分—所得税・住民税申告相談

2月10日から始まります

所得申告相談日程

月	日	曜日	対象地区
2月	10	金	地区指定なし
	13	月	地区指定なし
	14	火	塩庭二区・上羽出庭・和名田
	15	水	地区指定なし 延長日午後6時まで
	16	木	本町・雁股田
	17	金	反町・大八
	20	月	浮金
	21	火	浮金・横町
	22	水	地区指定なし 延長日午後6時まで
	23	木	平館・飯豊上
3月	24	金	荒町・飯豊中
	26	日	休日申告相談日 午後4時まで
	27	月	皮籠石・飯豊下
	28	火	仲町・小戸神
	1	水	地区指定なし 延長日午後6時まで
	2	木	中通・小野山神
	3	金	吉野辺
	6	月	谷津作
	7	火	小野赤沼・菖蒲谷
	8	水	塩庭一区
	9	木	夏井
	10	金	南田原井
	13	月	湯沢
	14	火	都合で上記日程で申告できなかった方
	15	水	

受付時間は、
通常日・休日申告相談日 午前8時30分～午後4時
延長日 午前8時30分～午後6時

会場は役場第1会議室です。(役場となり車庫2階)
☆階段の上り下りが困難な方は、直接税務課へおこしください。

申告相談日程

今年の所得税・住民税の申告相談を左表のとおり実施いたします。対象地区の日程に合わせてお出かけくださるようお願いいたします。受付時間は、午前8時30分から午後4時までです。また、受付時間の延長日(午後6時まで受付いたします。左表参照)を設定してありますので、どうぞご利用ください。

まで受付いたしますのでご利用ください。

申告しなければならぬ人

平成18年1月1日現在在小野町に住んでいる方で

- ①平成17年中に給与所得以外の所得(農業、営業、不動産譲渡、年金等)がある方
- ②給与所得者で、年末調整が済んでいない方
- ③医療費控除、住宅借入金等特別控除等を受ける方

申告しなくてもよい人

- ①平成17年中の所得が給与と

申告に必要なもの

- ①国民年金の納付額を社会保障料として所得控除する場合は、昨年11月に社会保障事務所から郵送された「社会保障料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要になります。たので、必ずご持参ください。
- ②今年の申告から、税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税の申告を受付いたします。(一般課税の方は、税務署で申告をお願いいたします。)

昨年の申告と変わった点

- ①国民年金の納付額を社会保障料として所得控除する場合は、昨年11月に社会保障事務所から郵送された「社会保障料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要になります。たので、必ずご持参ください。
- ②今年の申告から、税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税の申告を受付いたします。(一般課税の方は、税務署で申告をお願いいたします。)

お願い

- ①毎年、領収書、証明書、伝票がないために、せっかく申告におこしいただいても、申告できない場合があります。忘れずに持参してください。
- ②家庭の生計等の内容がわかる方がおこしください。
- ③申告相談期間の終盤になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくことになりまますので、できるだけ指定日または、期間の前半に申告におこしください。(例年ですと2月中の午後の時間帯は空いています。)

農家の皆さんへ

(青色申告以外の方)

申告には、平成17年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長さんから配布されたもの)をご記入の上、お持ちいただきたく、申告相談時間が短縮できます。必ずご持参ください。